

(評価書の要旨)

テーマ名	都市鉄道整備のあり方 - 新たな社会的ニーズへの対応 -	担当課 (担当課長名)	鉄道局都市鉄道課 (課長 中田 徹)
評価の目的、必要性	<ul style="list-style-type: none"> 都市鉄道政策を展開したことによりもたらされた効果の分析、評価を行い、新たな社会的ニーズに対応していくための都市鉄道整備のあり方について示唆を与えることを目的とした。 		
対象政策	<ul style="list-style-type: none"> 高速鉄道を中心とした、モノレール、新交通システム、路面電車等を含む鉄軌道整備全般。 運輸政策審議会答申第 7 号の出された昭和 60 (1985) 年以降を目安とし、概ね 20 年程度を対象。 対象圏域は、三大都市圏 (首都圏、中京圏、京阪神圏) 及び地方中枢都市圏 (札幌、仙台、広島、福岡・北九州)。 		
政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 都市鉄道整備において重視されてきた政策目標として、次の通り設定。 輸送力増強 (新線整備、複々線化等) による混雑緩和 都市構造の形成・まちづくり支援 速達性、快適性の向上等輸送サービスの高質化 持続可能な輸送サービスの確保 		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> 重視されてきた政策目標についてその達成状況 (所与の目的に到達しているか) を分析、評価。なお、昨今の時代の変革に応じて生じてきた比較的新しい政策課題についても、その達成状況 (どの程度進捗しているか) を分析、評価。 この結果より、これまでの都市鉄道政策の社会貢献、今後の都市鉄道政策の重要性を確認するとともに、今後の政策見直しの方向性について言及。 		
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標別に、統計データ等に基づく評価指標で達成状況を評価。 対象圏域の居住者を対象にアンケートを実施し、政策目標毎の利用者の満足度および改善度合いに対する評価状況を把握。 		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> これまでの政策展開の結果、鉄道ネットワークは拡充し、平均的な混雑は緩和傾向。但し、個別に見ると、依然として混雑の激しい区間もある。 空港アクセス鉄道やニュータウン鉄道の整備により都市形成に貢献。 速達性、乗継利便性の向上やバリアフリー化等は進展しているが、まだ十分ではない。 利用者アンケートによると、現状に対する満足度は高いものの、速達性、防犯、情報提供などについては一層の改善が求められている。 新線整備のために補助を行ってきたが、需要の頭打ち等もあり、欠損金の発生、さらに一部事業者については、債務超過状態であるなど、経営基盤は脆弱。 		
政策への反映の方向	<ul style="list-style-type: none"> 輸送力の増強から既存ネットワークの機能を有効に発揮させる路線の整備や改良へ施策の重点を移行。 混雑を平準化させるソフト面からの施策を引き続き展開するほか、特定の路線について混雑緩和に向けた取組みを強化。 引き続き空港アクセス鉄道の整備を促進とともにまちづくりと一体となった駅機能を強化。 速達性の向上、乗換利便性の向上や移動のシームレス化など、公共交通機関としての機能を向上すべく、ハード、ソフト両面からの一層の取組みを強化。 持続可能なサービスを維持するための経営基盤を強化。 		

<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度において、都市鉄道政策評価検討会（計2回）を開催し、筑波大学石田教授から意見聴取しながら、評価方針および実施要領（案）を検討。 ・平成15年度において、有識者からなる「都市鉄道整備の政策評価に関する委員会」を計5回開催し、意見を聴取した（主な意見については評価書巻末に添付） （委員） <ul style="list-style-type: none"> 石田 東生 筑波大学社会工学系教授（委員長） 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授 屋井 鉄雄 東京工業大学大学院総合理工学研究科教授 廻 洋子 淑徳大学国際コミュニケーション学部経営環境学科講師 伊東 誠 財団法人運輸政策研究機構常任理事 ・評価書（案）に対して意見募集を実施し、評価書作成上の参考とした。 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成14年度～平成15年度</p>

(評価書の要旨)

テーマ名	都市における緑地の保全・創出 都市緑地保全法等による施策展開の検証	担当課 (担当課長名)	都市・地域整備局 公園緑地課 (課長 高梨 雅明)
評価の目的、 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題の顕在化、本格的な都市型社会・少子高齢化社会の到来などの下で、都市の緑地の持つ多様な役割への期待が高まっている。 ・これらに対応した機能を果たす都市の緑地の保全と創出について、政策・施策展開の成果を詳しく分析し、あわせて今後求められる施策の充実の方向性等を検討。 		
対象政策	都市緑地保全法による施策展開 (緑の基本計画制度、緑地保全地区制度、緑地協定制 度、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度、管理協定制、緑地管理機構制度)		
政策の目的	良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与する (都市緑地保全法の目的)		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の導入時 (S48 頃) における必要性 ・ 政策導入後の施策展開の的確性 ・ 施策の有効性と成果 ・ 今後の社会動向から見た必要性 		
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種データや事例の収集、地方公共団体等へのアンケート・ヒアリング等を実施し結果を分析 		
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策導入により、緊急性・重要性の高い緑地の保全・創出が図られた。 ・ 政策導入後も、社会背景の変化や緑に求められる要請に対応し、総合的・計画的取組、保全、創出、管理・活用のための多様な施策を展開し、成果を挙げてきた。 ・ 都市的土地利用の拡散等により緑地は依然として減少傾向にあり、今後とも、緑地の保全・創出をより一層進めるための制度の充実と活用が必要。 ・ 定量的な目標設定や達成度分析のためのデータ整備や研究・技術開発が必要。 ・ 各地域のニーズを踏まえた取組、市民・団体・企業など多様な主体を含めた取組を一層支援することが必要。 		
政策への反映 の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地保全、都市緑化、公園整備による緑地の確保等を総合的に進める仕組づくり、水と緑のネットワーク形成など他事業との連携の推進、緑地の保全施策及び創出施策の充実 ・ 施策の推進基盤として、目標設定や達成度分析に必要なデータ整備、新たな分野の課題に対応した研究や技術開発、多様な取組を支援する情報提供等の充実 		
第三者の知見 活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言組織として『「都市における緑地の保全・創出」施策評価検討委員会』を設置 (議事概要については、本体資料参照) 委員長：蓑茂 寿太郎 (東京農業大学地域環境科学部 教授) 委員：石川 幹子 (慶應義塾大学環境情報学部 教授) 大野 栄治 (名城大学都市情報学部 教授) 越澤 明 (北海道大学大学院工学研究科 教授) 平田富士男 (姫路工業大学自然・環境科学研究所 教授) 山内 弘隆 (一橋大学大学院商学研究科 教授) 山田 宏之 (和歌山大学システム工学部 助教授) 棚橋 通雄 (国土技術政策総合研究所環境研究部長) ・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取 (議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載)。 		
実施時期	平成 1 4 年度 ~ 平成 1 5 年度		

(評価書の要旨)

テーマ名	流域と一体となった総合治水対策 - 都市型豪雨等への対応 -
担当課 (担当課長名)	河川局治水課 (課長 望月常好) 都市・地域整備局下水道部下水道事業課 (課長 小林一朗) 都市・地域整備局都市計画課 (課長 石井喜三郎)
評価の目的、必要性	総合治水対策は、市街化のスピードが急であるため河川改修を行っても安全性が向上しないという当時の深刻な状況に対応し、多数の関係者の連携による流域対策と重点投資による河川改修を両輪とした先導的な治水対策として発足して以来、20余年が経過した。この間、対策の進展が図られる一方で、社会経済情勢が大きく変化してきていることから、今後の政策の方向性に反映させることを目的として、引き続き「重点投資」を続けるべきなのかどうか、「連携」のあり方はどうあるべきなのかといった点について今日的な視点で評価し直す必要がある。
対象政策	昭和55年事務次官通達に基づく総合治水対策に関する施策を対象とする。
政策の目的	急激な都市化に伴う流出量の増大等に対して河道等の整備だけでは追いつかない河川において、河川改修の集中投資、流域の自治体による流域対策、浸水被害の減災措置等の施策を組み合わせた流域一体となった治水対策を講じることを目的とする。
評価の視点	<ul style="list-style-type: none">・ 所期の目的に対し流域と一体となった総合治水対策は効果を発揮し得たかどうか。・ 発足以来20余年が経過し、社会経済情勢等が大きく変化している中で、引き続き「重点投資」を続けるべきなのか、また、「連携」のあり方はどうあるべきなのか。
評価手法	総合治水対策に関する事務次官通達に基づき指定を受けた17河川の現状等データを収集し、さらに以下の観点から評価分析を行った。 <ul style="list-style-type: none">・ 総合治水対策の導入の経緯から施策導入の必要性について評価。・ 総合治水対策の目標降雨に対する浸水被害軽減効果の発現状況及び事業効果の早期発現状況については、被害軽減効果や事業短縮期間について定量化し評価。・ 総合治水対策の波及効果等について、これまでの取り組み事例をもとに評価。・ 総合治水における連携をより一層図る上での課題と対応を具体的に分析し評価。・ 今後の総合治水対策の方向性を考える上で考慮すべき社会経済情勢の変化等の傾向を整理し、今後の総合治水対策の方向性と具体的な課題について分析・検討。
評価結果	1) 総合治水対策の導入の経緯と必要性評価 <ul style="list-style-type: none">・ 高度成長期には、三大都市圏をはじめとする都市部への人口流入が進み、流域の市街化が大きく進展した。・ 既存市街地近郊の台地・丘陵地における広範な宅地開発の進行は、保水・遊水機能を著しく減少させ、これが雨水の流出流下時間の短縮や洪水流出量の増大を招き、河川の治水安全度の低下や低地に広がる既存市街地の浸水被害の危険性を招いた。・ また、浸水実績のある低地での都市化の進行が、浸水被害の潜在的危険性を増大させた。・ このような急激な市街化による当時の浸水被害及びそのおそれの増大の状況からすると、河道等の整備の加速化と流域全体での取り組みの導入が必要であったと評価できる。

2) 総合治水対策による浸水被害軽減効果

- ・総合治水対策の進捗により過去に発生した水害と同程度の降雨規模に対して、近年では浸水面積、浸水戸数が大幅に減少しており、ほとんどの河川で総合治水対策による浸水被害軽減効果が現れている（所期の目標は着実に達成しつつある）。
- ・計画完成時の80～100%程度の効果を発揮している河川が多いが、一方で、20%程度の河川もある。
- ・17河川における総費用3兆7千億円に対し、現在までの想定被害軽減効果は、1兆2千3百億円となっている。

3) 河川改修の重点投資による効果の早期発現

- ・総合治水対策のほとんどの河川で、河川の整備進捗状況に応じて重点投資が適宜行われており、真間川では25年、中川・綾瀬川では12年程度の事業効果の早期発現がみられており、対策の推進に相当な努力がなされてきたと評価。
- ・しかしながら、当初目標の概ね10年間で対策が完了した河川はなく、試算ではあるが、着手後10年間で完成していれば約10兆円浸水被害リスクが回避できた可能性がある。

4) 総合治水対策の手法の波及

- ・17河川以外にも三大都市圏や政令市で相当程度市街化が進んだ河川については、総合治水特定河川に指定する余地はあったのではないかと考えられる。
- ・しかしながら、上記のような河川を含めた、17河川以外の河川においても、総合治水対策と同様の手法を用いた、河川事業と流域貯留浸透事業の組み合わせ等による「総合的な治水対策」の広がりが見られる。
- ・一方で、流域対策の有効性を本来可能な範囲を超えて過大に評価したり、総合治水対策の目標である時間雨量50ミリ程度（1/5～10）の流域対策が十分な検証も経ず、そのまま河川整備基本方針対応の豪雨（1/100～200）に対しても効果があるかのごとき誤った印象を与えた面も否定できない。

5) 連携を図る上での課題と対応

・流域総合治水対策協議会

道路部局や農地部局が参加していない河川もあり、また、外水対策の進展による住民や関係部局の危機意識の低下により、流域整備計画の見直し後は開催されなくなる、というような形骸化も一部で見られることから、効果的に機能させていくためには、治水だけでなく水循環や環境、都市再生や地域再生の視点も含めた、多面的な取り組みが有効であり、河川管理者が、参加者が主体的な議論ができるよう情報提供などの役割を担う必要がある。

・流域対策

遊水地域内で開発（盛土）が行われている事例があったり、施設管理者との調整等の理由により貯留浸透施設の整備が遅れている河川があることから、これまでの部局間の有機的な連携を継続していくとともに、施設管理者等との自治体内部の更なる連携を強めていく必要がある。特に、下水道との連携にあたっては、河川と下水道の計画手法が異なることや、内水ポンプの運転調整ルールが個々に設定され、流域全体として効果が評価されたものとなっていないことなどから、流域を一つのシステムとしてとらえた分析手法の開発・評価を行い河川計画と下

	<p>水道計画の整合性を図っていくとともに、運転調整ルールも同手法を用いて解析を行っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害軽減対策（浸水に対する住まい方の工夫） <ul style="list-style-type: none"> 住まい方の工夫の基礎となる浸水予想区域図やハザードマップの公表が進んでおらず、耐水性建築（ピロティ建築）などの住まい方の工夫についてのPRも不足しているほか、わかりやすい防災情報の発信も不十分であることから、ハザードマップの作成等の取り組みをさらに進めていくとともに、災害時の情報伝達システムの強化を図る必要がある。 <p>6) 今後の方向性を考える上で考慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の人口減少、開発圧力の減少を考えると、「急激な市街化に対応」すべき必要性は薄れつつある。 ・しかしながら、近年、集中豪雨が増加し、内水による浸水被害が顕著になるなど都市型水害が注目されてきている。 ・また、都市部への資産の集中により被害ポテンシャルが増大してきている。 ・さらに、地下空間での浸水という、これまで見られなかった新たな被害形態が発生しており、特別の対策が必要とされている。 <p>7) 今後の方向性と具体的な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水被害や地下空間の浸水、排水ポンプの運転調整についての対策は依然として重要であり、このような問題に対処するとともに、都市部においてさらに高いレベルの治水安全度を達成するためには、ひきつづき流域でのハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせた対策を行うことが不可欠である。 ・重点投資の枠組みについても上記の観点を踏まえ、地域での取り組みを評価し応援する方向に変更していくことが必要である。 ・治水だけでなく、水循環、環境、景観、或いはまちづくりや都市再生等の視点も加えた多面的な取り組みを推進するとともに、下水道、土地利用、住宅、道路、農政、環境、防災等、部局間での多岐にわたる連携を推進することが必要である。 ・基礎的なデータを継続的に収集し、データに基づいた議論を行い、より良い対策手法を検討するPLAN-DO-SEEのサイクルによる取り組みの展開が必要である。
<p>政策への反映の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで行われてきた流域対策の着実な進展、連携の強化を図るとともに、平成16年度に施行される特定都市河川浸水被害対策法の着実な施行、適用を図る。 ・地域における取り組み（水循環や環境も含めた取り組み、地域住民の主体的な参加による取り組み、部局間にまたがる取り組み）を評価し応援する重点投資を行う。 ・河川管理者による、流域総合治水対策協議会といった地域における取り組みを推進するための様々な議論の場の設定を積極的に行う。 ・水災時の情報伝達などIT技術の高度化に対応したシステムの構築をはじめ、河川管理者による多面的な情報提供を行う。 ・地下空間管理者が浸水に備えて作成する計画の手引き書の作成・普及を行う。 ・住まい方の工夫や浸透施設の設置等を流域住民にPRする働きかけを進める。 ・浸透施設の多面的な効果についての評価、設置のメリットについての検討を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・流域を一つのシステムとしてとらえた分析手法の開発・評価を行う。 ・PLAN-DO-SEEのサイクルによる取り組みの展開を図るため、国においてもデータ収集を行うとともに、流域自治体によるデータの収集について技術的支援を行う。
第三者の知見活用	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者等からなる「総合治水対策のプログラム評価に関する検討会」を計4回開催し、意見を聴取。（議事概要は国土交通省ホームページに掲載） （委員）五十音順 敬称略 座長 小幡 純子（上智大学法学部 教授） 榎野 信治（読売新聞社論説委員） 岸井 隆幸（日本大学理工学部 教授） 城戸 由能（京都大学防災研究所水資源研究センター 助教授） 千賀 裕太郎（東京農工大学農学部 教授） 虫明 功臣（福島大学行政社会学部 教授） 山本 一元（旭化成常任相談役） ・平成16年1月～2月に意見募集を実施し評価書に反映。 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
実施時期	平成14年度～平成15年度

(評価書の要旨)

テーマ名	海洋汚染に対する取り組み - 大規模油流出への対応 -
担当課 (担当課長名)	<p>総合政策局：環境・海洋課（課長 山本芳治）同海洋室（室長 小滝晃）</p> <p>海 事 局：総務課（官房参事官 丹上健）、外航課（課長 櫻井俊樹）、安全基準課（課長 石田育男） 検査測度課（課長 伊藤茂）</p> <p>港 湾 局：環境・技術課（課長 松隈宣明）</p> <p>気 象 庁：気候・海洋気象部海洋気象課海洋気象情報室（室長 饒村曜）</p> <p>海上保安庁：警備救難部環境防災課（課長 村上玉樹）、海洋情報部環境調査課（課長 長井俊夫） 海洋情報部海洋情報課（課長 柴山信行）</p>
評価の目的、必要性	<p>我が国においては、油等主要資源の多くが専用船により大量に海上輸送されている。これらの専用船については、外洋における荒天等による海上災害のほか、貨物船、漁船、プレジャーボート等の多種多様な船舶が輻輳する狭あいな海域航行時の衝突等により油等の危険物の大量流出、火災、爆発等の海上災害が発生する蓋然性は決して低くない。</p> <p>一度、大規模油流出事故が発生すると、海洋環境に甚大な被害を発生させるのみならず、船舶交通の安全に支障を来し、漁業資源に損害をもたらす等海事諸活動に大きな不利益をもたらしたり、海事諸活動以外にも人の生命及び身体に危険が及ぶこととなる。また、事故により流出した漂流油の除去・回収及び海岸における漂着油の除去には多大な時間・労力・費用が必要となる。排出油の防除措置については、原因者による防除の実施及びその費用の負担が大原則であるが、突発的に発生する大規模油流出事故に対して原因者に油防除に必要十分な対応を期待することは事実上困難であることから、国としても、大規模油流出事故発生防止対策及び大規模油流出事故発生時の流出油の防除対策に万全を期す必要がある。これは、海洋環境の保全に資するのみならず、国民の生活や財産の保護に寄与するといえる。</p> <p>以上を踏まえ、本レビューでは、「油流出事故による社会的損失の最小化」を目的とする施策群について、そうした施策目的が達成されているか否かを評価軸として評価作業を行うことを通じて、今後の施策の推進に反映させることを目的とする。</p>
対象政策	<p>1.事故防止対策及び応急対策</p> <p>一般に、油流出事故への対策と言われる取り組みには、第4章で詳述するように、「事故防止対策」（事故発生の未然防止のための取り組み）、「応急対策」（事故が発生した場合に、事故による被害を最小化するために緊急に執られる取り組み）及び「事後対策」（応急対策の終了後に、被害者救済のために行われる対策）とがある。</p> <p>このうち、「事故防止対策」と「応急対策」については、いずれも、油流出事故による社会的損失の最小化（社会的厚生を最大化）を目的とする取り組みにほかならないため、今回のレビューの対象として位置付ける。</p> <p>しかしながら、「事後対策」としてとられる取り組みは、損害賠償責任の明確化と被害者の救済を主眼とするものであり、油流出事故による社会的損失そのものを直接的に最小化（社会的厚生を最大化）しようとする取り組みとは異なる。このため、前述の評価目的を基本とする本レビューにおいては、いわゆる「事後対策」については、第4章において施策内容を詳述するのにとどめ、評価の対象としては位置付けないこととする。</p> <p>2.我が国周辺海域における船舶航行に係る油流出事故への対策</p> <p>一般に、油流出事故の発生原因には、船舶航行時の海難に由来するもののほか、石</p>

	<p>油資源開発拠点等における事故などがあるが、今回の政策レビューにおいては、「我が国周辺海域（領海及び排他的経済水域）における船舶航行に係る油流出事故への対策」を評価対象とする。</p> <p>3.国土交通省の取り組み</p> <p>また、そうした事故への対応に係る取り組みは様々な主体によって行われているが、本レビューにおいては、国土交通省が自ら実施主体となっており、本レビューに加えて、国土交通省が他の主体（国際機関、他府省、地方公共団体、民間団体、所管法人等）に対して行っている働きかけを評価対象とする。</p> <p>4.ナホトカ号事故後の取り組み</p> <p>近年における我が国の油流出事故災害の歴史において、ナホトカ号油流出事故（平成9年）は特筆すべき事故であり、かつ、油流出事故災害対応のあり方に大きな影響を与えた事例である。このことを踏まえ、本レビューにおいては、「ナホトカ号事故以上の規模の油流出事故への対応（実際には、油タンカー事故に限定される）」を基本的な問題意識として想定するとともに、ナホトカ号油流出事故の後に進められてきた施策を評価対象とする。</p>
政策の目的	大規模油流出事故による社会的損失の最小化
評価の視点	「油流出事故による社会的損失の最小化」を目的とする施策群について、そうした施策目的が達成されているか否かを評価軸として評価作業を行うことを通じて、今後の施策の推進に反映させる。
評価手法	<p>現行の施策体系については、現時点では、我が国周辺海域においてナホトカ号事故後に大規模油流出事故が発生していないことから、ナホトカ号油流出事故の後に進められてきた施策について、厳密な意味での実証的な効果測定（アウトカム評価）を行うことには、自ずと限界がある。</p> <p>このため、現行の施策体系の実施状況と性能を可能な限り実証的に検証するとともに、その効果を考察するのに寄与すると考えられる要素をできるだけ収集した上で、国際的及び国内的な各方面の議論の動向、専門家の指摘事項等を踏まえた考察を進める。その際には、特に、ナホトカ号事故の後に進められてきた施策についての見直し当時の議論の内容やその進捗状況等を把握するとともに、その後発生したエリカ号及びプレステージ号油流出事故並びにサハリンプロジェクトの進展等を受けた国際的及び国内的議論に留意するものとする。</p>
評価結果	<p>ナホトカ号油流出事故の後に国土交通省が進めてきた事故防止対策及び応急対策についての評価は以下のとおり。</p> <p>【事故防止対策】</p> <p>1.ポート・ステート・コントロール（PSC）</p> <p>外国船舶監督官を順次増員し、平成15年度までに103名を配置した結果、1999年から2001年までに900隻も実施数が増加しており、増員の効果を発揮。平成14年には、入港船舶10,735隻の約40%にあたる4,311隻のPSCを実施、うち何らかの欠陥を発見した船舶は3,536隻、重大な欠陥があったため処分を行った船舶は455隻。</p> <p>東京MOU域全体では平成14年には臨検率が78%と、臨検率目標の75%を達成したが、我が国のPSC実施隻数（2002年度で22%）は地域内で最多。1994年以降、東京MOU全体で着実に実施隻数が増加し、これに合わせて欠陥隻数及び拘留隻数も増加。</p>

PSC を実施し、必要に応じ是正を行わせること、あるいは PSC の制度が存在することは、サブスタンダード船の排除に着実に寄与しているものと思料される。

2 IMO 加盟国監査スキームの導入に向けた取り組み

我が国は、サブスタンダード船排除の取り組みとして、IMO 加盟国監査スキームの創設を提唱し、IMO で取り組むべきプロジェクトとして位置付けられるなど、創設に向けた作業が進捗しており、当初より主導的な役割を果たしてきたと評価できる。

3 ナホトカ号事故以降の油タンカーの船体構造規制への取り組み

我が国は、精製油に分類されていた重油を、原油と同程度の厳しい構造規制（ダブルハル化）を必要とするよう提案し、MARPOL73/78 条約附属書 I が改正された。また、旗国の検査の強化策として、「板厚の衰耗限度の明確化」及び「船体縦強度の評価の実施」について IMO に提案し、IMO 決議が改正された。

エリカ号事故、プレステージ号を受けたシングルハルタンカーの段階的排除の期限の前倒しに関する議論には、合意形成に大きく貢献してきており、一連のタンカー構造規制対策に我が国は積極的に取り組んできているといえる。

【応急対策】

1. 国内法、計画制度の見直し

平成 10 年に海防法を改正し、海上保安庁長官による関係行政機関への排出油防除措置の実施要請が可能となった結果、その後の排出油事故 19 件について、70 機関に対し要請が行われ、関係機関の連携強化等の政策効果を発揮。関係省庁と連携し、防災基本計画への事故災害対応の追加、OPRC 条約に基づく国家的緊急時計画に事故発生時等の関係行政機関等の具体的な役割分担や連携の強化の明確化、海防法に基づく排出油防除計画に外洋域における排出油の防除対策の追加等の我が国の油汚染事故対応体制に係る関係計画内容を見直し。

「大規模な油流出事故に対する即応体制の確立」を実現するための基本的な制度的枠組みが確立したと評価できる。

2. 防除体制の整備

次のような措置が講じられてきた結果、大規模な油流出事故に対する即応体制として必要とされる防除体制の整備が図られた。

(1) 原因者責任原則の徹底

平成 10 年海防法改正により、タンカー以外の船舶（領海外の外国船舶を除く。）の事故に関係行政機関が講じた防除措置に係る費用を徴収することができることとされた。また、海上災害防止センターについても、海上保安庁長官が指示した措置を講じた時は、その措置に要した費用を海上保安庁長官の承認を受けて、排出油が積載されていた船舶の所有者に負担させることができることとされた。

(2) (独) 海上災害防止センターによる防除等体制の整備

平成 10 年、領海外での防除体制強化のため、海上保安庁長官の海上災害防止センターに対する排出油防除措置の指示が制度化。

また、同センターでは、平成 9 年以降、防災措置を迅速に行うため、6 港に 1 事業者を増置する等の見直しを行った結果、平成 16 年 1 月現在、全国の主な 84 の港において計 147 事業者と排出油防除措置契約を締結。なかでも、平成 12 年 4 月に、領海外の排出油防除作業に有効な装置を運用し、又は大量の機材、作業員を動員することが可能なサルベージ、海洋土木関係等の 12 事業者と排出油防除措置契約を締結する

とともに、外洋域においても一定程度対応可能な大型油回収装置等を整備。さらに、油回収船の老朽化による代替及びナホトカ号事故以降の排出油防除能力の向上を目的として、従来の油回収船の基準能力を量・質ともに上回る油回収装置を整備。

(3) 関係機関の連携確保

海防法に基づく防除要請制度について、これまで、平成 14 年 3 月の貨物船 AIGE 号沈没・油流出事故等合計 19 件の排出油事故に対し、70 機関の関係機関の長等について実施。排出油防除協議会の設置件数は、平成 8 年度末に全国で 98 だったが、平成 14 年時点で 118 となりほぼ日本沿岸全域をカバー。関係機関、地方自治体等との合同訓練も実施。このほか、関係省庁連絡会議が活発に開催されるなど、関係機関の連携確保について著しく改善。

3.油防除資機材の整備

外洋、荒天下及び高粘度油への対応が可能な高粘度油対応油回収装置 10 基、大型真空式油回収装置 1 基、外洋型オイルフェンス 3 基、高粘度油回収ネット 119 式、高粘度油対応油処理剤 4,111 缶及び自己攪拌型油処理剤 540 缶を整備（1 時間あたりの油回収能力が海上保安庁で約 1.2 倍に、(独)海上災害防止センターで約 1.8 倍に向上）。また、平成 14 年度までに大型浚渫兼油回収船 3 隻が配備され、本邦周辺海域の現場への到達時間（1 隻体制時は最大約 96 時間）が概ね 48 時間以内に短縮されたほか出動手続き等も改善され、事故現場へのより早期の到着が可能となるとともに、3 船同時活動により油の回収能力は 3 倍に向上。大量の油流出事故が発生した場合に効果を発揮すると推定。一連の資機材整備により、防除対策の大幅な充実が図られている。

各海域の排出油防除計画における資機材整備目標は、油回収船・回収装置は全 16 海域中 12 の海域で、オイルフェンスは 15 の海域で達成されているが、油吸着剤及び油処理剤については全海域で満たされていない。なお、資機材、特に油吸着剤及び処理剤は隣接海域等他の海域からの動員が可能で、これまでのところ大きな問題は発生していない。

4.情報整備

平成 9 年度より沿岸海域環境保全情報の整備を開始し、GIS を用いて電子画面上に表示するシステムを構築するとともに、平成 15 年 6 月に油防除関係機関がインターネットで利用できるシステム（シーズネット）の運用を開始し、平成 16 年 2 月には一般にも公開。災害発生時にこれらの情報が関係機関等に有効に活用される体制を確立。また、平成 14 年度から環境脆弱性指標（ESI）情報の整備を開始し（平成 18 年度までに整備予定）既に日本の全海岸線約 33,000km のうち約 13,000km の情報を収集。漂流予測についても、気象庁と海上保安庁の連携による即応体制の整備、海上保安庁の漂流予測システムについてのリアルタイムデータ、気象庁提供値を自動入力を可能とする改善により予測精度が大きく向上。さらには、各種専門家に係る情報を一元化し、各災害対策本部や各防除機関に提供する体制を整備。これらは、効率的な流出油除去作業計画の策定などに大きく貢献するものと評価。

5.国際協力体制

NOWPAP 地域油流出緊急時計画の早期発効・実施に向けて鋭意調整中。また、サハリンプロジェクト進展を踏まえ同計画の地理的適用範囲の拡大を提案。IMO モデルトレーニングコースに準拠した訓練を 2003 年 11 月に山口県下関市で実施。ナホトカ号事故以後、毎年のように周辺国の合同訓練、専門家会合等を実施。国際協力体制の

	<p>充実が図られている。</p> <p>6.サハリンプロジェクト対策</p> <p>関係省庁連絡会議の開催、「サハリン 石油開発プロジェクト生産施設における油流出事故への関係行政機関の具体的な準備及び対応」の策定、北海道沿岸海域排出油防除計画へのサハリン沖油田事故対策の追加、大型油防除資機材の第一管区海上保安本部への重点的配備、ロシア当局との連絡窓口の設定、ロシアとの机上訓練及び専門家会議・合同訓練の実施、油防除情報の収集・提供等、サハリンプロジェクト対策が一定程度進捗。</p> <p>【まとめ】</p> <p>以上をまとめると、現行の油防除対応に係る施策群については、個別的課題が散見されるものの、全体を概括してみた場合には、大筋としての確な対応がなされてきていると評価できる。しかしながら、以下のような点から見て、近隣国との国際協力体制の充実が大きな課題領域として残されていると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NOWPAP を通じた取り組みについては、これまでに NOWPAP 地域油流出緊急時計画が 2004 年 4 月 1 日からの暫定運用開始が決定される等一定の進捗はみられるものの、同計画の正式発効や地理的適用範囲の拡大などの課題が残されており、これを進める必要があること ・今後更なる事業展開が予想されているサハリンプロジェクトの我が国への影響について注視し、適切に対応していく上で、国際協力体制の充実は重要な課題と考えられること ・依然として少なからず存在するサブスタンダード船への的確な対応のためには、東京 MOU 体制、IMO 加盟国監査スキームの導入等を含めた国際的な対応が必要であること
<p>政策への反映の方向</p>	<p>評価等を踏まえ、次の事項への対応を今後の課題として指摘する。</p> <p>油流出に係る近隣国との国際協力体制の強化</p> <p>今後、大規模油流出事故対応の施策を推進する上で、特に強化を図っていく必要がある分野は、近隣国との国際的な協力・連携体制の強化であると考えられる。海上交通は、元来、国際的なものであるため、国際的な視点、特に近隣アジア諸国と連携した施策を推進していくことは重要である。当面の課題として、具体的には、以下のような点を指摘できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブスタンダード船の排除を進めるため、東京 MOU の各加盟国で、船舶の欠陥指摘実績等を考慮した対象船舶や検査方法の重点化等に取り組む効果的な PSC の連携実施体制の強化 ・IMO 加盟国監査スキームを 2005 年までに具現化するために国際間の調整・協議を進めていくこと ・油濁損害賠償に関する保険・補償におけるタンカー事故に向けたインセンティブの導入を提案、国際間の調整を進めること ・サハリンプロジェクトについて情報収集に努めるとともに、我が国への影響を注視し、適切に対応していくこと ・既存の NOWPAP の枠組みにおいて、「NOWPAP 地域緊急時計画」の早期発効・実施、同計画の地理的適用範囲の拡大、それに基づく日本、中国、韓国、ロシアの 4 カ国の連携体制の早期確立、沿岸国との合同訓練等の実施

	<p>さらに、将来的には、単にこれらの課題に個別に対応することにとどまらず、例えば国土交通省と近隣諸国の関係行政機関といった実務官庁同士で、直接、関係する様々な課題について包括的に意見交換を行うことや、関係国の沿岸自治体やNPOも含めた連携関係を構築すること等を視野に入れ、真に機動的かつ実効的な国際協力関係の構築を模索することが期待される。</p> <p>その他の個別的課題</p> <p>ア.事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポート・ステート・コントロール（PSC）の実績を踏まえた外国船舶監督官の配置、対象船舶や検査方法の重点化 ・MARPOL73/78条約改正附属書 に対応するための海防法第5条に基づく技術基準省令の見直し等の国内法令整備 ・IMOにおける避難場所に関するガイドライン策定を受けた適切な対応 ・タンカー以外の一般船舶への保険加入義務付け、無保険船舶の入港禁止等の制度の導入 <p>イ.応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出油防除計画の資機材の整備目標を満たしていない海域における目標の達成の推進 ・隣接する海域からの迅速な資機材の調達を念頭においた、平時からの連携確保、動員可能な資機材量の把握及び調達方法についての検討 ・大型浚渫兼油回収船等油回収資機材についての、高粘度な油の回収、高波浪に対応できるような高度な油防除技術の開発、より迅速な出動体制の検討 ・排出油防除協議会の広域化が進んでいない海域での広域的な協力関係の構築 ・独立行政法人海上災害防止センターについて、中期目標に基づく、業務運営の効率化、業務の質の向上、財務内容の改善等の着実な実施 ・海上保安庁における沿岸域の環境脆弱性指標（ESI）データの整備推進、シーズネットの付加情報としてのデータの順次掲載 ・黒潮流域での予測精度向上のための漂流予測モデルの改良 ・漂流予測結果のシーズネットへ追加と、沿岸海域環境保全情報との一元的な表示
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年2月に以下の有識者にヒヤリングを実施し、意見の概要を評価書巻末に掲載した。 池上武男 （社）日本船長協会技術顧問 工藤裕子 早稲田大学教育学部助教授 中原裕幸 （社）海洋産業研究会常務理事 西垣憲司 石油連盟油濁対策部長 林 司宣 早稲田大学法学部教授 前田久明 日本大学理工学部教授 ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成14年度～平成15年度</p>

(評価書の要旨)

<p>テーマ名</p>	<p>流域の水環境改善プログラム評価 - 都市内河川等の環境悪化と汚濁物質への対応 -</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>下水道部流域管理官 (流域管理官 藤木修) 河川局河川環境課 (課長 坪香伸)</p>
<p>評価の目的、必要性</p>	<p>これまで都市内河川における水環境改善対策は、水濁法による排水規制、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置、河川浄化事業等を進めてきたところであるが、都市内の多くの河川においては、水質改善は遅れ、また水質改善の伸びも鈍化する傾向にあった。このため、特に水質汚濁が著しい河川において、下水道事業や河川事業等を緊急的・重点的に実施する「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）」を策定し、水環境の改善を進めてきたところである。</p> <p>都市内河川の水質改善を進める清流ルネッサンス 21 は、その取り組みが開始されて 10 年が経過し、これまでに実施事例も積み上がってきた。</p> <p>また、今日の都市づくりにおいて、魅力と活力にあふれる都市への再生を推進することがますます求められる機運にあって、都市内河川の水質改善は、良好な都市環境形成に不可欠なものである。</p> <p>こうしたことから、清流ルネッサンス 21 を対象に、政策の効果・課題を検証し、その結果を今後の施策へ反映するものである。</p>		
<p>対象政策</p>	<p>本プログラム評価の対象政策は、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21）とする。</p>		
<p>政策の目的</p>	<p>「清流ルネッサンス 21」の政策の目的は、河川管理者、下水道管理者、地元市町村や市民等関係者が一体となっておこなう水環境の改善とする。</p>		
<p>評価の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清流ルネッサンス 21 創設当時、都市内河川において河川管理者、下水道管理者等が一体となって水環境の改善を行う必要性があったかという観点から政策の必要性を評価する。 ・ 計画の目標設定が当時として妥当なものであったか、現時点においてはどうか、という観点から目標設定の妥当性を確認する。 ・ 清流ルネッサンス 21 による水環境改善等の効果について、定性的側面、定量的側面の両者から整理し、政策の有効性を評価する。 ・ 清流ルネッサンス 21 において、緊急的に目標水質を達成するため、下水道事業と河川事業を効果的に組み合わせることができていたか、下水道事業や河川事業に効果的に重点投資できていたか、という観点から政策の効率性を確認する。 		
<p>評価手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国河川と清流ルネッサンス 21 対象河川の環境基準達成状況の比較より、政策の必要性を明らかとする。 ・ 清流ルネッサンス 21 対象河川へのアンケート調査結果や目標水質達成状況より、政策の有効性・効率性を明らかとする。 ・ モデル 3 河川について、数値目標や目標、理念の達成状況について整理するとともに、達成、未達成の原因分析を行う。 <p>以上を踏まえて、清流ルネッサンス 21 の課題を整理し、その結果を今後の政策に反映する方向を示す。</p>		

<p>評価結果</p>	<p>< 政策の必要性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度が創設された平成 5 年時点において、全国の一級河川で環境基準を満足している地点の割合は概ね 8 割に達しており、全国的には良好な状況であった。しかし、清流ルネッサンス 21 対象河川においては、環境基準を満足している地点の割合は 2 割程度にとどまっており、依然として水質汚濁問題を抱える河川が多かった。 ・これらの清流ルネッサンス 21 対象河川では、法律による事業場排水の規制とあわせて、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策がとられてきたが、このような生活排水対策には一定の期間を要することから、速効性の高い河川浄化対策を効率的に組み合わせることなどにより、都市内河川の水質を緊急に改善することが必要な状況であった。 ・さらに下水道が整備されても、浄化槽により既にトイレが水洗化されている家庭などでは、下水道の接続が進まず、下水道の水質保全効果が十分に発揮されない状況も見られた。 <p>以上のことから、流域の関係行政機関や流域住民等が一体となり、学識経験者の指導を得て緊急に効果的な政策を展開するため、具体的な水環境改善計画を策定して、流域が一丸となって対策に取り組む清流ルネッサンス 21 が必要であった。</p> <p>< 政策の有効性 ></p> <p>(1)目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的な目標としては数値目標をわかりやすくするため、川の望ましいイメージを表現した目標となっているのものが多かったが、地域ごとに住民が望む生活に密着した具体的な現象が直接目標となっていなかったため、住民の十分な理解が得られない面もあった。 ・水質の数値目標としては、環境基準値を採用しているものが一般的であった。各河川毎に法律に基づいて定められた目標値であることから、目標値の根拠を説明しやすく、当時としては、妥当な目標であったと考えられる。しかし、目標期間内に達成が可能かという面では非常に厳しい目標設定のものもあった。 ・今日的な観点からは、生活環境保全関連の環境基準項目にあるような指標に加え、透視度等の一般住民も一緒に測定でき、感覚的にも理解しやすい指標を採用することにより、下水道への接続や合併処理浄化槽の普及等に対する住民の協力がより得られやすいと考えられる。 ・今日的な観点からは流量も質とともに水環境の重要な一要素であると考えられるが、目標流量の設定がなされていない河川もあった。 <p>また、流量に関する目標を設定している河川であっても目標流量を定量的に設定しなかったため、目標が十分に達成されたかどうかを評価することが困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物に関する目標を掲げている場合であっても、詳細な生物調査ができておらず、施策の評価のモニタリングが十分とはいえない事例があった。 ・河川事業、下水道事業以外の地域住民の取り組みや関連機関の取り組みの多くは、具体的な目標設定になじまず、定量的に評価することは困難と考えられる。 ・流域内の市町村数が多く、また上下流で汚濁の背景も異なる河川では、流域をいくつかの小流域に分け、小流域単位で目標設定や施策の実施のモニタリングを行っていくことが有効と考えられる。 <p>(2)水環境改善等の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標に対する達成度については、清流ルネッサンス 21 対象河川の水質観測点
-------------	--

	<p>で BOD の計画目標を達成しているのが 52%、目標達成には至っていないが着実に水質が改善している地点が 35%であり、過半数が目標を達成し、全体の約 9 割で水質改善が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、清流ルネッサンス 21 地域協議会事務局（国、県の河川管理者）に対するアンケートでは、清流ルネッサンス 21 に指定されたことにより、このような地域が連携した取り組みができたとの回答が 21 河川のうち 17 河川で全体の 8 割にのぼる。 ・清流ルネッサンス 21 対象の市町村の下水道部局にアンケートした結果でも、74%の市町村がこの制度の適用により、地域が連携した取り組みが可能となったと思うと回答している。 <p>以上のことから、清流ルネッサンス 21 は都市内河川の緊急的な水環境の改善政策としては、有効な政策であったと考えられる。</p> <p>< 政策の効率性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・清流ルネッサンス 21 は、下水道管理者、河川管理者、関係機関等が協議し、共同で計画をたて、それに基づく事業の重点実施により、効率的に目標水質を達成するものである。 ・目標年に目標水質を達成するための計画策定において重要な柱となる生活排水の汚濁負荷削減対策としては、経済効率性の観点から下水道事業を対策の根幹にあげ、当面下水道整備が予定されていない地域は合併処理浄化槽の設置を推進することとした。 ・これらの負荷削減対策を講じても目標年までに目標水質に達しない場合に、河川事業として河川浄化施設を設置することとした。さらにそれでも、予測水質が目標値に届かず取水元の河川の流況に余剰がある場合に、浄化用水の導入等を行った。 <p>以上のように目標年に目標水質を達成するため、下水道事業、河川事業の双方ができる限りの施策を組み合わせ、目標達成に向けて効果的な事業の推進を図った。結果として、全国の清流ルネッサンス 21 対象河川の水質測定地点のうち、過半数が目標を達成し、約 9 割の測定地点において水質改善が認められたことから、本政策は効率的であったと考えられる。一方、施策の組み合わせが最も効率的であったかどうかについては、現時点では客観的な評価基準がないため評価は困難である。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>国土交通省では、平成 13 年度から、清流ルネッサンス 21 の対象河川のうち引き続き水環境改善の取り組みが必要な河川等について、清流ルネッサンス に指定し、広く流域の水環境全般に着目し、水質及び水量を対象として、水循環系の健全化を図るための取組みを推進しているところである。</p> <p>本プログラム評価結果を、直ちに実行できるものについては、清流ルネッサンス に反映させるため、必要な技術的ガイドラインの整備を行うとともに、既に計画が策定されている河川等についても検討の上、必要に応じて見直しを図ることとする。</p> <p>< さらなる連携強化に向けた政策の改善 ></p> <p>本プログラム評価で明らかとなった課題や問題点と前述の施策の特徴のまとめを踏まえ、さらなる連携の強化に向け、以下に政策の改善案を記述する。</p> <p>(1) 目標設定のあり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念的な目標としては「多くの魚の棲めるきれいな川を目指して」のように地域住民が感覚的に理解しやすいものを設定するだけでなく、地域ごとに住民が望む生活

に密着した具体的な現象を直接目標とするよう積極的に取り組んでいく。(例えば、「いやな臭い」や「泡の発生」を解消する等)

また、理念目標が水質と関連のある場合、その関連水質項目の目標値も目標と位置づけ理念目標と一体的に評価を行う。

- ・水質の数値目標の設定にあたっては、環境基準などの各種基準に基づいて、合理的に設定することが望ましいが、施策の実現可能性を勘案し、環境基準達成が困難と判断される場合は、環境基準の達成に向けた段階的な目標を設定することも必要である。
- ・住民の協力を得やすくするため、地域住民が自分たちでも測定できる例えば水生生物調査による判定階級や透視度のような目標をあわせて設定することも必要である。
- ・目標流量の設定については、汚濁負荷の削減だけでは十分水質が改善されない場合など、希釈等のための流量を確保することが必要となり、目標水質に加え、目標流量を設定することが必要である。このとき、水質改善効果のみではなく、動植物の生息や景観等についても十分配慮する。
- ・大きな流域で多くの関係市町村が存在する場合や上下流等で汚濁に係る特性が異なる場合は、小流域に分け、小流域単位で目標設定や施策の実施状況のモニタリングを行っていくことが必要である。

(2) 政策を立案する上での改善点

- ・水環境の改善に向け、下水道事業と河川事業との組み合わせ以外に、立案段階から合併処理浄化槽等の整備も含めた効率的な施策の組み合わせについても検討する。
- ・海域等の下流の閉鎖性水域の水質改善に向けた合併処理浄化槽等との役割分担と連携のあり方を検討する。また、海岸管理者や港湾管理者等との連携についても検討を行う。

さらに、今回評価の対象としていない、上流部の閉鎖性水域の水質改善対策についても今回の評価結果を反映していく。

- ・水環境のより高度な改善に向けては、従来の枠組みに捉われず、また、共通の目標のために多様な施策を効率よく組み合わせるだけでなく、施策が相互に関与できるような柔軟な事業の推進の仕組みを検討する。

(3) 政策を実施する上での改善点

- ・季節により流量が大きく変動し、流量が著しく少ない時に水質が悪化する河川においては、下水処理水の上流還元や取水元の河川の流況を十分調べたうえで必要な期間のみ導水を行うことを検討する。
- ・計画内容と施策の実施状況の定期的な点検及び水質調査、生物調査の定期的な実施等の計画のフォローアップを十分行う。
- ・下水道への接続率の向上や浄化槽の適正管理など、より一層住民等の理解と協力を得るため、地域協議会に住民代表やNPOも加え、計画の策定やモニタリングを実施するとともに、住民へのわかりやすい情報提供を、より一層進める。
- ・大和川では、BODのうちアンモニア態窒素の酸化に起因するN-BODが大きな割合を占めており、このことがBODの目標値を達成できない原因となっている可能性もあることから、今後都市部の河川においてはN-BODの影響に関する調査を行う必要がある。
- ・河川浄化施設は、施設内の污泥処理に維持管理費がかかっており、維持管理費の削

	<p>減のためにも施設内の汚泥を下水処理場で処理するなど、今後直接連携施策についても進めていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より適切で効果的な施策を実施するため、今後もより高度な浄化やより安価に維持管理が行える施設等の技術開発を推進する。河川浄化施設は流域からの窒素、リンおよび微量化学物質等の削減効果の調査、検討を行う。 <p><流域の望ましい水環境を目指す新たな計画・実行制度の創設> ~住民をはじめとする流域内関係者の適切な役割分担~</p> <p>流域の水環境改善のためには、河川管理者、下水道管理者の取り組みが不可欠であるが、それだけでは限界がある。例えば下水道整備済区域における下水道への積極的な接続や整備区域外における合併処理浄化槽の設置促進等、流域住民の積極的な行動を通じて、流域の身近な河川、水路等における水質改善の取り組みが不可欠である。</p> <p>汚濁負荷削減に取り組む各管理者及び市民や事業者等流域のより幅広い関係者がそれぞれ役割分担しながら継続して水質改善の取組に参加できる仕組みをつくる必要がある。</p> <p>また、流量の季節変動のある河川や流量のほとんどない小河川では、水環境改善のために流量の確保が求められる場合が多いにもかかわらず、清流ルネッサンス21において、流量の数値目標を掲げた事例はない。この背景には、流量確保のニーズに対応した計画の策定及びその実現の方策について十分な技術的・制度的検討が行われていないことがあげられる。</p> <p>河川の水質だけでなく流量、さらには流域における水循環をも視野に入れた望ましい水環境を達成するため、地域の合意に基づくローカルな目標のもとに、河川浄化施設や下水道の整備に加えて、下水の高度処理、河川水の導水、下水処理水の河川上流への還元、雨水の浸透、ノンポイント汚濁負荷対策等、流域が一体となった施策を総合的に実施するための計画制度の創設について検討することとする。また、もっぱら地方公共団体や住民の熱意に頼る従来の方法では実効性に限界があり、施策の確実な実行のための制度のあり方も含めて検討を行う。</p>
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の学識経験者からなる「流域の水環境改善プログラム評価検討会」を3回（第1回：H15.10.8、第2回：H15.12.12、第3回：H16.3.3）実施し、意見を聴取。（議事概要は国土交通省ホームページに掲載） 櫻井敬子（学習院大学法学部教授） 谷田一三（大阪府立大学総合科学部教授） 西村 修（東北大学大学院工学研究科土木工学専攻教授） 藤井滋穂（京都大学大学院工学研究科教授） 古米弘明（座長）（東京大学大学院工学系研究科教授） 水上喜久（サントリー（株）環境部長） 村田泰夫（朝日新聞経済部編集委員） ・評価書（案）について国土交通省ホームページで平成16年2月2日～13日に意見募集を実施し、評価書作成の参考とした。（意見内容は国土交通省ホームページに掲載） ・評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。
<p>実施時期</p>	<p>平成14年度～平成15年度</p>

(評価書の要旨)

<p>テーマ名</p>	<p>火山噴火への対応策 - 有珠山・三宅島の経験から -</p>	<p>担当課 (担当課長名)</p>	<p>河川局砂防部砂防計画課 (課長 亀江幸二) 気象庁地震火山部管理課 (課長 竹内昌明)</p>
<p>評価の目的、 必要性</p>	<p>火山ハザードマップの作成・公表の促進、火山情報の提供等の施策は、その影響が国、地方公共団体等、さらには住民まで広範囲にわたる。 このため、平成12年の有珠山・三宅島噴火を通じて火山ハザードマップや火山情報の利活用状況等の検証を行い、改善すべきことを抽出する等により、火山噴火に対する一層有効な施策の展開を図るため、当該施策の総合的な評価を実施する。</p>		
<p>対象政策</p>	<p>火山ハザードマップの作成・公表の促進、気象庁から発表される火山情報の提供の施策について評価を行う。</p>		
<p>政策の目的</p>	<p>火山活動に伴う災害の防止・軽減を目的とする。</p>		
<p>評価の視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップ、気象庁から発表される火山情報は火山災害の軽減のために必要とされているか(施策の必要性の評価) ・火山ハザードマップは効率よく活用されているか(施策の効率性の評価) ・火山ハザードマップ、気象庁から発表される火山情報は生命財産の保護等、防災対策に有効に活用されているか(施策の有効性の評価) 		
<p>評価手法</p>	<p>評価事項に基づき、アンケート、ヒアリング(火山ハザードマップのみ) 手法による結果を既往調査結果と併せて総合的に分析し、学識経験者からの意見をふまえて評価。</p>		
<p>評価結果</p>	<p>< 火山ハザードマップの作成・公表の促進 > (施策の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山では既に作成されていた火山ハザードマップを用いて、噴火前から避難等の対応がなされており、当時の担当者に対するヒアリング調査でも必要性が確認された。 ・地域住民へのアンケートでは、火山ハザードマップそのものに対する認知度は全体で8割程度と高い。一方で内容の理解は全体の半数程度である。認知度は配布後の経過期間や再配布の有無によって変わり、また中高年よりも若い世代や災害経験のない人の認知度が低い。 ・地方公共団体等へのヒアリングでは、火山ハザードマップは多くの市町村で地域防災計画書に掲載され、避難場所の設定や避難計画の立案にも活用されている。 <p>以上より、火山ハザードマップ作成は、火山噴火への対応策としての必要性は高いことを確認した。</p> <p>(施策の効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山では複数の噴火形態を想定していたことと、火山ハザードマップ作成後も地方公共団体により周知啓発がなされていたため、火山現象の危険性などは効率的に理解され避難時に役立った。一方三宅島では火山ハザードマップで想定された現象(溶岩流) と異なる現象(降灰、火山ガス等) が発生したため効率的に活かされなかった。 ・地域住民へのアンケートでは、火山ハザードマップに示された危険区域への理解度は全体で約9割、避難路、避難場所に対する理解度も全体で8割を超えている一方で、予想される火山現象については、半数以上の人理解しておらず、配布された火山ハザードマップをもっていない人も約半数に及ぶなどの課題を有している。 ・地方公共団体等へのヒアリングでは、火山ハザードマップは住民、ライフライン関係機関、観光業等へ周知・啓発手段として効率的に活用されている。 <p>以上より、火山ハザードマップ作成は、火山噴火への対応策としての効率性は高いことを確認した。</p> <p>(施策の有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山では避難範囲の設定や解除に、火山ハザードマップが有効に使用された。一 		

	<p>方三宅島では、火山ハザードマップで想定された現象と異なった噴火形態であったため、避難等の防災対応に対して有効ではなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民へのアンケートでは、約 9 割の方が火山ハザードマップは緊急時に有効と答えている。また臨時火山情報発表時に火山ハザードマップを実際に活用した人は約半数程度いる。 ・地方公共団体等へのヒアリングでは、火山ハザードマップは全ての市町村が避難計画立案や災害軽減に有効と認識していると同時に、ライフライン関係機関でも様々な活用されている。 <p>以上より、火山ハザードマップ作成は、火山噴火への対応策としての有効性は高いことを確認した。</p> <p>< 気象庁から発表される火山情報の提供 > (施策の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有珠山は、前兆地震が発生すると、数日で噴火に至ることが多い。また、火山の直近には洞爺湖温泉街があり、市街地の近くから噴火する可能性もあるため、初動の防災対応が極めて重要である。 ・三宅島では、山腹からの割れ目噴火が発生し、溶岩流を流出することが多い。1983 年の噴火では、南西部の阿古集落が溶岩流に埋没した。また、地震活動が始まってから短時間で噴火に至ることが多い。 <p>我が国の多くの火山は同様な立地条件を有することから、防災対応のトリガーとなる火山情報の迅速な発表は極めて重要である。</p> <p>以上より、気象庁から発表される火山情報の提供は、火山噴火への対応策としての必要性が高いことを確認した。</p> <p>(施策の有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 2 年有珠山噴火では、火山情報に基づいて噴火前に避難を完了することにより犠牲者をゼロとした。さらに、きめ細かい情報の提供によって火山活動の状況に応じた規制区域内での社会活動の実施を可能とすることにより、漁業（ホタテ養殖）被害の軽減、交通の早期回復に寄与するなど、火山情報が有効に活用されたことを確認した。 <p>一方、想定している噴火シナリオどおりに火山活動が推移しないこともあり、過去の事例を十分に調査し、複数のシナリオを作成しておくことが必要である。また、多くの火山で、発表される 3 種類の火山情報に対して、とるべき防災対応が明確に定められておらず、地元自治体の地域防災計画の策定に積極的に参画し、具体的な防災対応の記述まで踏み込んだアドバイスを行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 2 年三宅島噴火では、火山情報に基づいて活動の初期段階で迅速な避難を行うことにより犠牲者をゼロとした。また、全島避難後も、気象情報も含めた総合的な情報提供により復興作業が安全に実施されるなど、火山情報が有効に活用されたことを確認した。 <p>一方、規模の大きな噴火に際して噴火規模や状況の把握に時間を要し、緊急火山情報発表が迅速に発表できなかった。また、火山情報を発表する基準がわかりにくいとの指摘があった。</p> <p>以上より、課題はあるものの、気象庁から発表される火山情報の提供は火山噴火への対応策としての有効性が高いことを確認した。</p>
<p>政策への反映 の方向</p>	<p>< 火山ハザードマップの作成・公表の促進 ></p> <p>住民及び地方公共団体のニーズへの確かな対応を図ると同時に、近年の I T 発展に伴った新しい火山ハザードマップに対応を図るため、今後下記のような方向で火山ハザードマップ改良など火山噴火への対応策としての高度化に努めていく。同時に、市町村など地方公共団体の火山ハザードマップの取り組みに対しても支援指導に努めていく。</p> <p>火山ハザードマップの活用を図るための制度の整備・拡充</p> <p>地域防災計画に火山ハザードマップを位置づけて避難路・避難場所や緊急時の連絡先など必要な情報を掲載すること等を明記したガイドライン等の作成、提供などに努めていく。</p>

	<p>火山ハザードマップの改良 火山ハザードマップに対する理解を深める記載文章や表現、異なる火口位置、想定現象に対応した個別の火山ハザードマップ（ドリルマップ）などの検討や作成に努めていく。</p> <p>火山ハザードマップ情報提供手段の拡充 従来の形式・配布方法に加え保管しやすい火山ハザードマップ、携帯やGPS等IT発展に伴った情報媒体への火山ハザードマップの提供手段等の研究推進などに努めていく。</p> <p>防災教育の推進 住民の防災意識の向上と継続を図るための火山ハザードマップ等手段の研究、シミュレーション等技術開発、副読本など、防災教育の推進に努めていく。</p> <p>火山ハザードマップデータ基盤整備 火山地域におけるGISの整備、地方公共団体固有で情報を付記できる電子データの検討と提供などに努めていく。</p> <p>関係機関との連携推進 火山地域におけるGISの整備における関係省庁との連携、認知度向上のため、郵政公社・NTT等とのさらなる連携強化などに努めていく。</p> <p>< 気象庁から発表される火山情報の提供 > より防災対応に有効な火山情報の提供に向けて、下記のような方向で、監視、評価・解析、情報発表、防災支援の各ステージについて、総合的に高度化を進めていく。</p> <p>火山活動監視・解析・評価の充実 地震活動、噴煙活動等の解析・評価手法の高度化に加え、新たに導入したGPS観測や、全磁力観測の評価手法の開発を推進する。さらに、過去の活動履歴を集約してデータベース化し、噴火シナリオを作成することにより、今後の活動の推移も含めた評価を可能にする。</p> <p>火山情報の高度化 情報発表の基準と内容のわかりやすさが課題として残ることから、わかりやすい指標（火山活動度レベル）を導入する。</p> <p>火山防災対応支援の充実 情報を的確に活用するためには火山の活動特性・過去の災害履歴等に関する知識が必要なことから、地元防災機関、地域住民の防災意識の高揚、防災教育、防災対策への参画等、関係機関との連携施策を推進する。</p> <p>< 河川局砂防部と気象庁との連携 > 河川局砂防部と気象庁の連携を図り、下記のような施策の効果的、効率的、有効的な実施に努めていく。</p> <p>（平常時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップや火山情報の内容を防災担当者や住民が正しく理解するための防災教育の推進 ・火山ハザードマップや火山情報を活用した防災訓練の実施 <p>（噴火へ向けて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山ハザードマップの整備や火山情報への火山活動度レベルの導入 ・関係機関や観光業者との連携による火山ハザードマップや火山情報の活用（防災・避難計画の立案や防災対策の促進） <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動状況に対応した火山ハザードマップ及び火山情報の提供
<p>第三者の知見活用</p>	<p>< 各施策共通 > 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。</p> <p>評価書（案）について、平成16年3月8日から3月19日まで意見募集を行い、総数2件の意見を頂き、評価書作成にあたり参考とした（意見内容については評価書巻末の参考資料に掲載）。</p>

	<p>< 火山ハザードマップの作成・公表の促進 > 学識経験者よりなる「火山ハザードマップ評価委員会」(河川局 委員長：荒牧重雄東京大学名誉教授)を計 3 回開催し、意見を聴取。議事概要は評価書巻末の参考資料に掲載。 委員は下記の通り。 (委員) 五十音順 敬称略 荒巻重雄(東京大学名誉教授) 石川芳治(東京農工大学助教授) 伊藤和明(NPO 法人防災情報機構会長) 碓井照子(奈良大学教授) 大久保駿(砂防学会会長)</p> <p>< 気象庁から発表される火山情報の提供 > 学識経験者よりなる「火山情報評価委員会」(気象庁 委員長：吉井博明東京経済大学教授)を計 2 回開催し、意見を聴取。議事概要は評価書巻末の参考資料に掲載。 委員は下記の通り。 (委員) 五十音順 敬称略 鍵山恒臣(東京大学地震研究所助教授) 金子正一郎(東京都総合防災部長) 小室広佐子(東京国際大学助教授) 藤吉洋一郎(大妻女子大学教授) 吉井博明(東京経済大学教授)</p>
実施時期	平成 1 4 年度～平成 1 5 年度

(評価書の要旨)

テーマ名	みなとのパブリックアクセスの向上 - 地域と市民のみなとの実現に向けて -	担当課 (担当課長名)	港湾局開発課 (開発課長 岩瀧清治)
評価の目的、 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 従来のみなとの整備においては、産業空間、物流空間の整備に重点がおかれ、「みなとのパブリックアクセス」に関する意識は低かった。一方で、社会の成熟化などを背景として、みなとに豊かな生活空間を求めるなど「みなとのパブリックアクセス」に対する国民のニーズが高まってきた。 こうした現状を改善するため、国は「みなとのパブリックアクセス」の向上に先導的に取り組み、また蓄積されたノウハウや各種事業制度を活用して、広域的・総合的施策の観点から、地域における「みなとのパブリックアクセス」の向上に向けた取り組みを支援してきたところである。今後、国民のニーズに対応した港湾空間の形成をさらに推進していくため、「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する港湾施策を総合的に評価することとした。 		
対象政策	<ul style="list-style-type: none"> 「みなとのパブリックアクセス」の向上政策を評価対象とする。なお、「みなとのパブリックアクセス」とは、「一般の人々が海やみなとへ自由に、安全に、かつ、快適に行き来し、海やみなとの本来有する魅力を十分に享受する（楽しむ）こと」をいう。 具体的には、「魅力的な拠点空間の整備（拠点空間の整備）」、「みなとと親しむプロムナードづくりの推進（プロムナードの整備）」、「都市からみなとへのアプローチの形成（アプローチの整備）」の3要素が中心となる。 		
政策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 人々が海やみなとへ自由に、安全に、かつ快適に行き来し、海やみなとの本来有する魅力を十分に享受できる環境の整備を、港湾空間、港湾施設を最大限に活用しながら推進すること。 		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none"> 政策形成は必要・妥当であったか（必要性の評価）。 各要素の整備は進んでいるか（業績の評価）。 各要素の整備が「みなとのパブリックアクセス」の向上に結びついているか（成果の評価）。 各要素の整備と「みなとのパブリックアクセス」の向上との関係（総合的な評価）。 		
評価手法	<ul style="list-style-type: none"> 政策形成の背景やデータ等を整理・分析することにより、「みなとのパブリックアクセス」の向上政策の必要性、業績、成果等について評価した。 港湾管理者、港湾所在市町村、港湾所在商工会議所にアンケート調査を行い、「みなとのパブリックアクセス」の向上政策の成果や今後の政策課題を具体的に探った。 「みなとのパブリックアクセス」の向上に実績を持つ港湾を事例として関係者へのヒアリング調査及び現地調査を行うことにより、アンケート調査だけでは汲み取れない「みなとのパブリックアクセス」向上の要因や波及効果の実状、今後の政策課題などを探った。 		
評価結果	<p>(必要性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会の成熟化などを背景として、みなとに豊かな生活空間を求めるなど「みなとのパブリックアクセス」に対する国民のニーズが高まってきていた政策形成当時（平成5年度）において、港湾において一般市民が入れる水際線が極めて少なく、「みなとのパブリックアクセス」に対する国民のニーズにこたえきれていないなど、本政策の必要性は高いと評価される。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾物流や産業に偏りがちな当時の港湾整備において国民の親水ニーズに対応するためには、国が先導して「みなとのパブリックアクセス」の向上政策に取り組む必要があった。また当該政策を推進するためには、国に蓄積されたノウハウの提供や各種制度を活用した国の支援が必要であった。 <p>(業績の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が入れる水際線延長が1.7倍に増加するなど、「みなとのパブリックアクセス」の各要素は一定程度整備されたと評価される。 ・ 市民がアクセス可能な水際線の拡大に大きな役割を果たしている港湾緑地の面積も1.2倍に増加している；約2,090ha (H8年度) 約2,540ha (H12年度) <p>(成果の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供者および利用者へのアンケート調査結果より、拠点空間の整備、プロムナードの整備、アプローチの整備が推進された地区においては、「みなとのパブリックアクセス」が向上したと評価される。 ・ その他にも、観光客の増加等の多様な波及効果をもたらしていると評価される。 <p>(総合的な評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する要素の整備により、「みなとのパブリックアクセス」がおおむね向上したと評価される。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する各要素を複合的に整備することにより、「みなとのパブリックアクセス」がより向上すると評価される。 ・ 施設が良好に維持管理されていること、多様なイベントが開催されていること、地区内外への情報提供が行われていることも、「みなとのパブリックアクセス」の向上に寄与している。 ・ みなとの管理運営に関する市民参加への取り組みは約半数で実施されている。特に「ボランティアの案内人による港の解説、案内」「イベントの企画・運営への参加」「みなとの計画・利用に関するワークショップの開催」といった市民の創意工夫が活かせる取り組みを行っている地区では、より高い効果が認められる。
<p>政策への反映の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加型みなとまちづくりの推進(施設の維持管理、多様なイベントの開催等)。 ・ みなとの情報を市民が入手することができる情報アクセスの推進。 ・ 波及効果(観光客の増加や近傍での雇用機会の増加等)の定着による地域活性化への貢献。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の利用者の特性へのよりきめ細やかな配慮。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上のための施設及び空間の整備を引き続き推進。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」の向上に資する施策の総合的な推進。 ・ 「みなとのパブリックアクセス」に関する客観的な指標の検討やデータの継続的な収集。
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者等からなる「「みなとのパブリックアクセスの向上」政策レビュー委員会」を計3回開催し、助言を得ながら評価書を取りまとめた。 <p>【委員】(五十音順・敬称略) <開催当時> 委員長</p> <p>内田洋子 NPO 法人 NPO 高知市民会議事務局長</p> <p>近藤健雄 日本大学理工学部海洋建築工学科教授</p> <p>櫻井文男 横浜市港湾局港湾整備部長</p> <p>佐々木葉 早稲田大学理工学部社会環境工学科教授</p>

	<p>高松 亨 (財)港湾空間高度化環境研究センター常務理事 土屋 勲 (財)沿岸開発研究センター理事 橋本敏子 (株)生活環境文化研究所代表取締役所長 松田美幸 麻生総研ディレクター 森地 茂 東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻教授</p> <p>・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要及び議事録は国土交通省ホームページに掲載）。</p>
実施時期	平成14年度～平成15年度

(評価書の要旨)

テーマ名	土地の有効利用 - 土地の流動化への取組み	担当課 (担当課長名)	土地・水資源局土地政策課 (課長 松葉 佳文) 総合政策局不動産課 (課長 河村 正人)
評価の目的、必要性	<p>土地の有効利用の実現は、土地政策の基本目標である。従来土地政策においては、この目標の実現のために、土地取引規制など市場に直接介入する施策を活用してきた。しかしながら、実需中心の市場となり、都市再生、居住環境整備等の観点からニーズも多様化している今日の土地市場においては、むしろ、市場の条件整備を図ることにより、有効利用しようとする意思のある者に土地が円滑に移転していくプロセスを通じてその有効利用を実現することが重要である。</p> <p>また、今日、日本経済は民需が主導する形で着実に回復しつつあるが、この動きを確かなものにするためにも、不動産取引を活発化し、流動化を推進することが極めて重要となっている。</p> <p>このため、土地取引の円滑化・活性化を図るための施策 (すなわち土地流動化施策) について、これまでの取組みの有効性を評価し、今後の取組みの方向性を検討する。</p>		
対象政策	土地の流動化のために行われる各種施策		
政策の目的	土地の流動化を通じた土地の有効利用の実現		
評価の視点	<ul style="list-style-type: none">・ 土地市場のどのような特性が土地市場の活性化を妨げているのか。そのような特性に対して土地政策は適切に対応しているか。・ 現行制度で土地市場の活性化を妨げている面はないか。		
評価手法	<ul style="list-style-type: none">・ 統計データ、国民等に対して行ったアンケート結果等を活用した。・ 地価の動向などの土地を巡る状況については経済状況等の外部要因の影響が大きいことから、あわせて経済学的な観点から見た合理性について評価を行った。		
評価結果	<p>不動産証券化市場の拡大や流通課税の軽減等により、土地の流動化のための基盤が整備されつつある。</p> <p>土地市場には市場参加者に提供される情報が必ずしも十分ではないという問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地価公示については、国民が土地の適正な価格を知る際の参考情報として最も重要な役割を果たしていることがわかった。・ 民間においては、不動産統合サイトの整備等により売り希望物件へのアクセスは容易となっている。また、レインズにおいては、一定の成約情報を加工し、地域別の平均取引価格等を市況情報として提供している。・ 個別の物件にかかる取引価格情報については、市場において提供されておらず、多くの消費者が土地取引について不安感を有する一因となっていることがわかった。・ 不動産鑑定評価については、土地取引件数に対する鑑定評価件数の割合は増加傾向にあることなどから、その重要性が増してきていると考えられる。・ 不動産証券化については、市場参加者が十分な情報を持つことを推進し、土地等の適正な価格形成を促進する重要な手段である。・ 地籍調査については、平成 14 年度末現在において、全国で 45 %、都市部で 18 % の進捗にとどまっている。		

	<p>土地市場は、財の特性等から、不特定多数の需要者・供給者の存在を前提とするものでなく、競争に一定の制約がある市場であるが、近年、小口化による投資家の拡大や、定期借地権制度等の活用による利用権の取引が進展している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産証券化については、全体の累積資産規模が平成 14 年度末で約 9 兆円となるなど、その市場が着実に拡大している。 ・ 定期借地権制度については、平成 4 年の制度創設以来、土地の購入ではなし得ない多様なニーズに対応するような活用がなされている。 <p>土地税制については、バブル期の重課措置が段階的に見直され、特に平成 15 年以降は市場を歪めない市場中立的な税制との位置付けによる改正が行われるようになった。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地に関する情報の整備・提供を図るため、不動産鑑定評価の充実、都市部等における地籍調査の推進等の措置を講ずるとともに、取引価格情報の提供について、国民の理解を高める中で、法制化を目標に制度のあり方について検討する。 ・ 潜在化している供給者・需要を顕在化させるため、不動産の証券化の推進等の施策を一層推進する。 ・ 土地の有効利用を促進する観点及び公正、簡素、活力との税制改革の原則を踏まえ、固定資産税の負担のあり方も含め、引き続き土地税制全体について検討する。 ・ 今後の中長期的な経済・社会の変化に対応した土地政策のあり方について、更なる検討を進める。
<p>第三者の知見活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 回国土審議会土地政策分科会企画部会から意見を聴取（議事概要についてはホームページに掲載）。 http://www.mlit.go.jp/singikai/kokudosin/tochi/kikaku/8/kikaku_gaiyou_.html （委員） 神野 直彦 東京大学大学院経済学研究科教授（部会長） 小林 重敬 横浜国立大学大学院工学研究院教授（部会長代理） 金子 亮太郎 明治生命保険相互会社代表取締役社長 神尾 隆 トヨタ自動車（株）専務取締役 白石 真澄 東洋大学経済学部社会経済システム学科助教授 鈴木 幸一 （株）インターネットイニシアティブ代表取締役社長 福澤 武 三菱地所（株）取締役会長 三上 彩子 フリーアナウンサー 亘理 格 北海道大学大学院法学研究科教授 ・ 国土審議会土地政策分科会特別委員である神奈川大学森泉教授及び明海大学前川教授より意見を聴取（概要については本体添付資料参照） ・ 評価にあたり、国土交通省政策評価会から意見を聴取（議事概要についてはホームページに掲載）
<p>実施時期</p>	<p>平成 15 年度</p>